

# 考える素材

脱原発金曜ウォーク 宇部 2012.08.12 から 第529回目

発行：いのち・未来うべ

宇部市立図書館 雑誌スポンサー 『世界』（岩波書店）を提供

連絡先：〒755-0029 山口県宇部市新天町1丁目2-36 宇部市民活動センター「青空」

ブログ：<https://blog.goo.ne.jp/nonukes2013> 電話 080-6331-0960 (安藤公門)

**【上関原発】10月5日から山口地裁柳井簡易裁判所で民事調停が始まります。** それに先立って、祝島島民の会から中国電力あての質問状が出されましたので、裏面に全文掲載します。

また、代理人・中村覚弁護士による回答書が、熊本一規氏のホームページに公開されています。参照ください。熊本氏のホームページには、漁業法・漁業権の基礎的な文献、浜本幸生氏の書籍のコピーなどが掲載されています。あわせてどうぞ。

<http://www.kumamoto84.sakura.ne.jp/Kaminoseki/Kaminoseki.html>

**【森重晴雄さん、9月19日、経産省に東電福島原発の鹿島の耐震偽装で審査請求】** 審査請求書 <http://internetkobe.jp/fukushima/meeting/sinsaseikyuu.pdf>  
森重さんは、宇部出身です。 フェースブックで発信しています。  
<https://www.facebook.com/haruo.morishige.3>

## 【ご案内】

◎金曜ウォーク 毎週金曜日午後6時 集合場所：新川橋(ヒストリア宇部横)  
情報交換とアピール。気軽にご参加ください。

◎いのち・未来うべ第11回定期総会 2022年10月16日(日)午後1時半～ 宇部市市民活動センター「青空」

◎「さよなら上関原発 私たちは福島を忘れない2023」

3月11日 上関町 中国電力上関原発準備事務所前 抗議集会

3月18日(土) 全県集会(予定) 山口市、維新百年記念公園野外音楽堂 ビッグシェル

主催：上関原発を建てさせない山口県民連絡会

2022 年 9 月 28 日

## 中国電力株式会社御中

上関原発を建てさせない祝島島民の会 代表 清水 敏保

### 中国電力への質問状

貴社は、田ノ浦海域におけるボーリング調査に関し、祝島漁民の自由漁業に対する補償を 2000 年補償契約によって支払った旨主張されていますが、この主張に関して、以下、質問いたします。本年 10 月末日までに「祝島島民の会」宛、書面で回答されるよう、宜しく願いいたします。

#### 質問

##### 1. 要綱・細則をめぐって

公共用地の任意取得に関しては、政府が国全体の統一的補償基準として①「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（以下、「要綱」という）」を定め、これに基づき、用地対策連絡協議会が②「公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下、「基準」という）」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下、「細則」という）」を定め、通産省も「電源開発等に伴う損失補償基準」及び⑤「電源開発等に伴う損失補償基準細則」を定めています。

以上の①～⑤を踏まえ、次の 1-1～1-4 の質問にお答えください。

1-1. 自由漁業について「個別補償でなく包括的補償で支払ってよい」とする貴社の見解の論拠を示されたい。[参考]要綱第 5 条には「損失の補償は、各人別にするものとする」と「個別払いの原則」が規定されています。

1-2. 「補償額算定に 20 年以上前の漁獲データを用いてよい」とする貴社の見解の論拠を示されたい。[参考]細則第 7 第 4 項には、補償額算定に「評価時前 3 年ないし 5 年間の平均」魚種別漁獲数量を用いること、魚価は時価を基準とし、地域別、時期別及び漁法別の格差を勘案し

た魚種別の価格を用いること等が規定されています。

1-3. 「調査に伴う補償は漁労制限補償（期間制限補償）でなく、期間の特定は必要ない」との貴社の見解の論拠を示されたい。[参考]細則第 14 第 1 項には、一定期間漁業権等の行使ができなくなる場合、又は行使に支障を生ずる場合は、制限期間年数  $n$  に応じた制限期間率： $\{(1+r)^n - 1\} / (1+r)^n$  を乗じて補償額を算定すべきことが規定されています。

1-4. 損失補償が要綱・基準・細則に基づかなくてもよければ補償額を如何様にも算定できることになるが、要綱・基準・細則に反した損失補償でも違法でないことの論拠を示されたい。

2. 四代漁協・上関漁協が埋立区域内における共同漁業権を放棄したからといって、なぜ埋立区域内における祝島漁民の「自由漁業の権利」が消滅するのか、説明されたい。

3. 「漁業権の放棄」は、権利者が「放棄の意思表示」を外部に対して明らかにしたときに初めて法的に成立する。祝島漁民の誰が、いつ、どのような方法で外部に対して「自由漁業の権利」の「放棄の意思表示」を明らかにしたか、具体的に示されたい。